

一般社団法人日本解剖学会定款施行細則

第1章 会員

第1条 正会員として入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、推薦者たる代議員の署名・捺印をうけ、当年度の会費を添えて、本学会に提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 団体会員になろうとするものは、所定の申込書を本学会へ提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

3 賛助会員になろうとするものは、所定の申込書を本学会へ提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

第2条 会員は、機関誌の配布を受ける。

2 正会員、永年会員および名誉会員は、研究業績を本会の学術集会および機関誌に発表することができる。

3 正会員は、定款にしたがって、本会の運営に参画し、本会の事業に協力する権利と義務を有する。

4 永年会員および名誉会員は、社員総会に出席することができる。

第3条 会員は、本会の行う各種の行事に参加することができる。但し、全国学術集会の演題の筆頭発表者は、この法人の正会員、名誉会員、永年会員に限る。

第4条 会員は、本学会費規程に定める1年分の会費を納付しなければならない。

第2章 役員および代議員

第5条 理事長、理事および監事は、別に定める規約により代議員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事および監事の選出に関する業務は、別に定める選挙管理委員会が行う。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

第6条 常任幹事は、理事の業務を補佐する。

2 常任幹事は、理事長の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。

第3章 支部

第7条 定款第3条に基づき次の支部を置く。

- (1) 北海道
- (2) 東北
- (3) 関東（新潟県を含む）
- (4) 中部（三重県を含む）
- (5) 近畿
- (6) 中国・四国
- (7) 九州（沖縄県を含む）

第8条 支部長は各支部理事をもってあてる。理事定員2名以上の支部にあっては理事の互選により支部長を選出する。

第9条 支部長は、支部所属会員を統括し、以下の事業を行う。

- (1) 支部学術集会
- (2) 講習、研修、講演会
- (3) その他、必要な事業

第10条 支部長は、以下の文書を管理し、理事長に指示・報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支予算および決算

第11条 支部の活動に要する費用は、原則として、本学会が負担する。

第4章 学術集会

第12条 本会は、次の学術集会を開催する。

- (1) 全国学術集会 年1回以上
- (2) 支部別の集会 随時

第13条 全国学術集会の開催を担当すべき大学等は、理事会の議を経て社員総会においてこれを決定する。

2 学術集会の運営については、別に定める規約による。

第5章 機関誌

第14条 本会は、機関誌として解剖学雑誌（Acta Anatomica Nipponica）、Anatomical Science International（ASI）を発行する。

第15条 機関誌の編集に関する業務は編集委員会、及び、ASI編集委員会が行う。

2 編集委員会、及び、ASI編集委員会に関する規約は別に定める。

第6章 委員会および委員

第16条 定款第40条の規定により常置する委員会の種別は次の通りとする。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 編集委員会
- (3) ASI編集委員会
- (4) 認定解剖組織技術者資格審査委員会

第17条 本会に特別委員会をおくことができる。

2 特別委員会を置く場合には、常務理事会の承認を得なければならない。

第18条 委員会は理事長の委嘱により理事会の諮問にこたえ、会務執行にあたる。

2 委員会において決定した事項は、理事長を経て理事会、社員総会、及び会員に報告しなければならない。

第19条 各委員会は、委員長1名、委員若干名をもって組織する。

第20条 各委員会の委員長は、委員の互選により選出し、理事長が委嘱する。

2 委員長は、当該委員会の審議の結果を随時理事長に報告し、任期終了の時点で最終報告書を提出する。

第21条 委員会の委員は、常務理事会において選出し理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期の途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 雑則

第22条 解剖学の領域全般にかかわる専門的技術者の技能水準を高めることを目的として、本会に認定解剖組織技術者制度をおく。

2 認定技術者の種別、資格認定の基準、方法等については、別に定める。

第23条 社員総会ならびに理事会における議決あるいは承認事項は、これを会員に公表するものとする。

第24条 本細則の制定ならびに改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附則

1. 本細則は、平成25年3月29日より施行する。
2. 本細則は、平成25年11月30日より施行する。
3. 本細則は、平成28年3月29日より施行する。